

臨時的な特別の事情がないければ、限度時間（月45時間又は42時間・年360時間又は320時間）を超えることはできません。  
限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労動（は限度時間にできる限り近づけるように努めください。

時間外労働  
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類	労働者数 (職上り職)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働した時間数) 100時間未満に限る。)	1年 (時間外労働のみの時間数) 720時間以内に限る。)	
				起算日 (年月日)	○○○○年4月1日
<b>臨時に限度時間を超えて労働させるこじができる場合</b>					
<b>突然的な仕様変更、新システムの導入</b>	般計	10人	6時間 6.5時間 6時間 6時間	6回 90時間 100時間 90時間	35% 700時間 820時間 35%
<b>製品トラブル・大規模なクレームへの対応</b>	検査	20人	6時間 6時間 6時間 6時間	6回 90時間 100時間 90時間	35% 600時間 720時間 35%
<b>機械トラブルへの対応</b>	機械組立	10人	6時間 6時間 6時間 6時間	4回 80時間 90時間 90時間	35% 500時間 620時間 35%
<b>事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務上の都合上必要など」として認められません。</b>					
<b>限度時間を超えて労働させる場合における手続</b>					
<b>限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置</b>					

労働者代表者に対する事前申し入れ		具體的内容	
<b>対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催</b>		検査課主任 <b>山田花子</b>	
担当者番号	①、③、⑩	協定書を秉ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。	印 (印)

協定の成立年月日	○○○○年3月12日	時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）	○○○○年3月15日	使用者 権名 氏名 田中太郎 ○○ 労働基準監督署長 権名 氏名

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の権名 氏名	管理監督者は労働者代表にはなりません。
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）	協定書を秉ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

労働者に対する労働組合が無いた場合は、3・6協定の締結をした上で、投票・拳手等の方で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。
---